

2020年1月15日

## 回答書

特定非営利活動法人 消費者支援かながわ  
理事長 武井 共夫 殿

横浜信用金庫

2019年12月23日付で貴法人より申し入れのあったカードローン契約規定に関する事項について、下記のとおり回答します。

### 記

当金庫は2020年4月の民法改正に伴うカードローン契約規定改正と同時に、カードローンきゃつする契約規定第10条（期限前の全額返済義務）第1項第6号「借主に相続の開始があったとき」の条文を削除する予定です。

以上